

秋田地方最低賃金審議会

令和2年度第2回 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和2年10月12日(月) 12:55～14:20

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公益委員 2名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額審議
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局より労働者側参考人から提出のあった意見書及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明があった。
- (2) 労働者側委員、使用者側委員が基本的な考え方について述べた後、金額提示があった。

<労働者側委員主張>

自動車産業は新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるものの、8月は4～6月に比較すると徐々に減少幅が縮小傾向にある。自動車産業は広範な関連産業を持ち、日本の基幹産業であり、日本経済や雇用確保に大きく貢献するものであることから、産業の優位性を確保し、発展させていく必要があり、秋田県内においても同様である。秋田県は人口減少が著しく、少子高齢化が加速しており、自動車産業においても「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を実現し、労働者の意欲・活力を高めていくことが必要不可欠であり、若い活力のある優秀な人材の流出を防ぐためにも特定最賃を着実に向上させていく責任が労使ともにある。

<使用者側委員主張>

自動車業界では、リーマンショックを上回る新型コロナウイルスによる「コロナショック」が訪れている。自動車メーカーは生産調整を進め、リーマンショック時の減少率を大きく上回る水準である。新車販売においては消費税増税以降低迷しており、今回のコロナにより大規模な打撃を受けた。コロナによる減産は長引き、自動車産業の回復には2～3年の長い時間を要するものと予想される。今日の自動車の運転にはデジタルが応用され、究極的には将来の自動運転の実現を目指し、技術革新への追求が求められており、課題を解決し、当産業以外との協力関係を構築する必要がある。

その後個別協議(公労会議、公使会議)を行った。その結果、労働者側、使用者側の合意が見られ、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金について、4円引上げて時間額を877円とすることで全会一致したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をもって秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。

- (3) 事務局から他の特定最低賃金と同一日に統一して発効する予定である旨説明があった。